

寒川町PFI等選定委員会条例をここに公布する。

令和5年9月27日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第14号

寒川町PFI等選定委員会条例

(設置)

第1条 PFI等(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)の規定による手続その他の公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力、技術的支援等を活用する手法による手続をいう。以下同じ。)に関し、競争性、公平性及び透明性を確保し、必要な事項を調査審議するため、PFI等の導入を検討する事業ごとに、寒川町PFI等選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) PFI等による事業の実施に係る方針に関する事項
- (2) PFI等による事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)の選定方法及び選定基準に関する事項
- (3) 事業者の選定に係る審査及び評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、PFI等による事業の実施に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町職員
- (3) PFI等により実施される事業の特性に応じ、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日からその者の委嘱又は任命に係る第2条各号に掲げる事項に関する審議又は審査が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第7条 委員の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため、会議は、非公開とする。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正かつ公平に調査審議を行わなければならない。

2 委員は、調査審議事項に関して利害関係を有する場合は、その議事に加わることをできない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年寒川町条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

62	寒川町PFI等選定委員会委員	同	13,000円
----	----------------	---	---------

別表第2Bの項中「第61号」を「第62号」に改める。